

## 「子どもの貧困」とジェンダーの視点

立教大学社会福祉学部  
コミュニティ福祉学部教授

あさい はるお  
浅井 春夫

「子どもの貧困」とは、子どもの健康で文化的な生活、とくに教育権が保障されていない実態のこと。長期化する景気・雇用の低迷、所得格差の拡大、社会保障の機能低下などを背景に広がる「子どもの貧困」は、社会の中であってはならない問題として社会的注目が集まっています。とくに進路の選択で高校や大学などを断念しなければならないなど、子どもの貧困がもたらすライフサイクル上の問題点が貧困の世代間連鎖としてあらわになっています。

子どもの貧困は、まずその生活基盤である家族の経済的な貧困を土壤に現われます。そこには、①子どもの生活上の必需品（衣食住、同年齢・同性の子を持つ遊び用具、学童期であれば学習机・図書など）の慢性的不足、②教育関係費（教材費、クラブ活動の費用、学習塾など学校外教育など）の欠乏、③子ども時代に味わう楽しい経験（誕生日会、家族で泊まりがけの旅行、動物園に行くなど）の欠如、といった現実があります。

こうした経済的貧困が発達・人格形成の貧困へとつながり、貧困を再生産していくのですが、その媒介機能を果たすのが「貧困の文化」です。その第1の柱は「暴力の文化」です。暴力は、人が本来持っている可能性を奪い、存在を否定・縮小する行為です。貧困は家族から余裕を奪い、家族関係のなかのストレスを増幅し、家族間の力関係を背景に暴力を引き起します。このストレスが、子どもの生活においては、児童虐待として現れてくるのです。2009年度の全国の児童虐待相談対応件数は、速報値で4万4,210件で、この数字は1990年度の1,101件からの19年間で約40倍となっています。

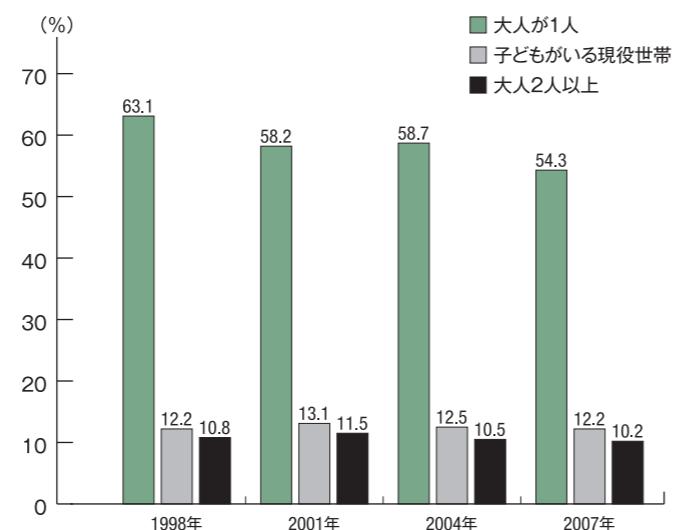
「貧困の文化」の第2の柱は「ジェンダーの文化」です。「男らしさ」「女らしさ」の強調によって、その子らしさは男女の二分法で分類され、結局、男は「勇気があって強く」、女は「従順でやさしく」あることを刷り込まれ、男女という社会の権力構造のなかに配置されていくのです。個性よりも「男らしさ」「女らしさ」を優先するジェン

ダーの文化は、人間の多様なあり方や成長を認めない文化的貧困を生み出し、強さ=暴力を容認する文化を再生産しています。

「貧困の文化」の第3の柱は「あきらめの文化」です。子どもから、経済的貧困は成長・発達の機会を奪い、日常的な暴力は自由と意思を奪い、ジェンダーの刷り込みは個の多様性と可能性を奪います。この剥奪の状況を、子どもは「運命」としてあきらめることを身につけてしまっている現実があります。

貧困の対極にあるのが希望です。希望とは、人生へのチャレンジ権そのものです。貧困のもとで暮らすということは、希望・意欲・やる気がそがれることにもなりやすいのです。子どもをエンパワーメントしていくためには、子どもの貧困をなくし、ジェンダーの二分法を克服していくという課題が現実の中から問われているのではないでしょうか。

### 子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率



(出典)厚生労働省資料

(注)貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根-4人家族であれば2で割って調整した所得）の真ん中に位置する中央値（228万円）の半分に満たない所得（114万円）しか配分されない世帯員の割合。

# Cutting-Edge

[カティングエッジ]

MOVE  
この人にきく

## 女性差別撤廃条約を活かす国会の責任



武田 万里子

たけだ まりこ  
津田塾大学学芸学部教授

をしていることが報道された。「夫は稼ぎ手、妻は家事・育児」を当たり前として、社会保障制度がつくられてきた。日本の法令には、性別による異なった取扱いや、見た目は平等な扱いでも実際には差別的な効果のあるものがまだ残されている。

2009年、女性差別撤廃委員会は、日本の女性差別撤廃条約の実施状況を審議し、8月に総括所見（最終見解）を発表した。そこでは多くの課題が指摘されたが、とりわけ2年内に詳しい報告を求められたフォローアップ項目に、民法の結婚最低年齢の定めにおける2歳の男女差、女性のみに課される6ヵ月の再婚禁止期間、女性に対する結婚改姓の事実上の強制、婚外子とその母親に対する民法や戸籍法の差別的規定の撤廃が盛り込まれた。

日本の立法府、司法府を含めた全部門が、条約締約国として、条約上の権利の完全実現の責任を負っている。2010年7月、最高裁は、婚外子の相続分差別規定が憲法14条に違反するかが争われている裁判を、大法廷で審理すると決定した。これまでの合憲判決の見直しが予想される。国会には、裁判所の違憲判決を待つのではなく、自らが締結を承認した条約上の義務の履行状況を、自ら点検していくことが求められる。

しかし、批准から25年、日本は条約の締約国として、誠実に女性差別撤廃条約を守ってきたのだろうか？

2010年5月、京都地方裁判所は、労災で顔に重い傷が残ったときの補償に男女差を設ける国の基準は、法の下の平等を定める憲法14条1項に違反する、という初めての判断を示した。「外見の障害は女性のほうが不利益を被る」「女性のほうが顔の傷による精神的苦痛の程度は大きい」などと、国は男性差別を正当化しようとした。しかし裁判所は、そんな理由では国が省令で定めた大きな男女格差の説明にはならない、と国の主張を退けた。

7月には、妻の自殺を公務災害と認められた夫が、遺族補償年金の受給資格について、夫を亡くした女性に比べ妻を亡くした男性を差別する法律は憲法14条違反だとして、提訴の準備

### CONTENTS

□ MOVE この人にきく	武田 万里子 —— p.1
□ Books ジェンダー最・前・線	
『中国労働市場のジェンダー分析』(石塚 浩美 著)	早瀬 保子 —— p.2
『もし高校野球の女子マネージャーがトラッカーの「マネジメント」を読んだら』(岩崎 夏海 著)	湯浅 墾道
『恥と名誉』(ジャスピング・サンゲーラー 著)	李 節子 —— p.3
Intimate Partner Violence: A Health-based Perspective (仮邦題『親密な関係にあるパートナーからの暴力』) (Connie Mitchell, Deirdre Anglin 編著)	エリザベス・ミラー
□ ジェンダー・エッセイ 「子どもの貧困」とジェンダーの視点	浅井 春夫 —— p.4